

新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

2020 年 5 月 21 日をもって、京都府は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域から解除され、5 月 22 日には、本学緊急対策本部において感染拡大予防方針を決定したところです。また、京都府からは、5 月 27 日付で「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」が示され、5 月 28 日付で大学に対する施設使用制限が解除されました。これらに基づき、本学における各種事業を段階的に再開するための「新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル」を定めることとします。

なお、本マニュアルは春学期終了時点（9 月 24 日（木））までを対象としていますが、今後の感染拡大状況や政府及び京都府等の政策等により、その都度、改訂を検討するものとします。

1. 授業

春学期の授業は、原則として遠隔授業（オンライン型の授業、動画配信、資料配信など）で実施する。

ただし、学部学科と教務部との協議に基づき緊急対策本部で認めた「学内の教室・演習室・実験室等の施設や装置・設備を用いることが不可欠な授業、学外での実習等」については、以下の条件に十分留意した上で、時期・方法を指定し、限定的に対面授業を実施する。

- （1）対象となる科目は、学内の教室・演習室・実験室等の施設や装置・設備を用いることが不可欠な授業、学外での実習等で、教務部と調整したものに限定し、遠隔授業で可能な部分は遠隔授業で行う等、必要最小限度での実施とする。
- （2）いわゆる 3 密を避けるため、それぞれのキャンパスで、1 日の受講者数は 200 人を超えないものとし、1 クラスの人数も、原則として 50 人を超えないよう、クラスを分割する等して実施する。
- （3）同一建物で複数の授業が予定されている場合は、可能な範囲で休憩時間が重ならないように配慮する。
- （4）教室の配当は、受講者数が、概ね教室定員の 1/2 を超えないようにし、利用にあたっては、できる限り 1 m 以上の間隔を空けるように配慮する。
- （5）遠隔授業と重複した場合を含めて、欠席した学生への配慮・フォローアップを必ず行う。
- （6）感染リスクを低減するため、学生の登下校において、公共交通機関等の混雑が予想される時間帯をできる限り避けるように配慮する。
- （7）手指の消毒やマスク着用等の咳エチケットの徹底をはかる。
- （8）消毒液の設置と定期的な消毒、窓・ドアの開放等による定期的な換気等、感染拡大予防のための措置を最大限講じる。
- （9）受講者には毎日の検温を実施させ、対面授業開始前 2 週間の健康状態に異常があっ

た学生には出席を控えさせる。

(10) 授業担当者は、毎回、出席者を記録する。

2. イベント・講演会・説明会等

不特定多数の者が集まり、密な状況が発生しやすいことから、消毒の徹底や 3 密を徹底的に回避するなど、以下の感染拡大予防の取り組みを講じ、本学の運営上必要不可欠なイベント等のみ開催する。

- (1) 屋内（講堂・教室）における参加者が 100 名以下のイベント等の実施に限る。
- (2) 会場内は、四方を空けた座席配置又は各会場の収容定員の 1 / 2 以下に入場者を制限し、座席の間隔はできる限り 1 m 以上とする。
- (3) 参加者は入場時に記名等を行い、主催者（部署）は適正な名簿の管理を行う。
- (4) 参加者には入場時に検温等の健康観察を行う。
- (5) 手指の消毒やマスク着用等の咳エチケットの徹底をはかる。
- (6) 消毒液の設置と定期的な消毒、窓・ドアの開放等による定期的な換気等、感染拡大予防のための措置を最大限講じる。
- (7) 参加者同士が大声での会話を行わないよう注意喚起を行う。

3. 学生等のキャンパス入構

学生等のキャンパス入構を、次の目的の者に限り認める。(1)を除き、入構を希望する学生は事前に申請をし、許可を得なければならない。申請の受付及び許可は下記に示す学部、学科、研究科、専攻科、部署が行い、許可者のリストを施設課に提出する。学生は入構時に臨時で設置する「学生入構受付所」（京田辺キャンパス：友和館 1 階エントランス、今出川キャンパス：楽真館 1 階エントランス）で学生証による本人確認及び検温を行う。

- (1) 緊急対策本部で認められた対面授業の受講者〔申請不要〕
- (2) 図書館での図書・資料の貸出・返却・図書館相互利用（ILL）（5/25～継続）、閲覧席を利用する者〔ライブラリーサービス課〕
- (3) 情報処理自習室（4/17～継続）、ラーニングコモンズ（個人自習施設として利用に限定）〔教務課〕
- (4) 音楽学科練習室（5/13～継続）の利用者〔音楽学科〕
- (5) キャリア支援部資料室の利用者〔キャリア支援課〕
- (6) 研究科・専攻科が認めた者〔各研究・専攻科〕
- (7) その他、学部学科・各部署が認めた者（学外者を含む）〔各学部学科・部署〕
- (8) 学外者の入構については、門衛所にて記名等を行い、入構者の名簿を適正に管理する。

4. 食堂・購買等の利用

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や 3 密を徹底的

に回避するなど、以下の感染拡大予防の取り組みを講じる。

- (1) 混雑時は入場制限を実施する。
- (2) 入退出時に列ができる場合は、人と人との十分な間隔を確保する。
- (3) 食堂利用の際は必ず手洗い又はアルコール消毒を行い、座席は間隔を十分に空ける。
- (4) 従業員と利用者の間は、ビニールシート等により遮蔽する。
- (5) レジ等に並ぶ場合はフロアマーカー等により間隔を空ける。
- (6) 利用者には大声での会話は控え、食事等が終了次第速やかに退店するなど滞留時間を短くするよう周知する。
- (7) 従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

5. 学寮

寮生の希望により在寮を認めるが、複数の学生が集う生活空間である特性を踏まえ、消毒の徹底や 3 密を徹底的に回避することを寮生が日常的に行えるよう啓発活動を推進し、以下の感染拡大予防の取り組みを講じる。

- (1) 食事の提供は行わない。
- (2) 共用の浴室の利用を休止する。
- (3) 寮内共有施設の定期的な消毒を行う。
- (4) 寮生は検温を含めた健康観察記録をとる。
- (5) 寮生は不要不急の外出を自粛する。
- (6) 寮生は 3 密の発生回避に努め、寮居室及び共有スペースでの長時間の懇談等は控える。

6. 課外活動

課外活動については、当面の間、活動禁止措置を継続するが、本学の公認団体（クラブ・同好会）に限り、以下の感染拡大予防のための取り組みを講じた上で再開する。再開の時期については、別途公開（通知）する。

- (1) 事前に所定の活動計画書を学生支援課に提出し許可を得る。
- (2) 所定の「活動記録用紙」に参加者名簿・検温・活動内容・活動時間等を記録する。
- (3) 部員各自は日常的な健康管理（観察）に努め、発熱・倦怠感・軽度であっても咳・咽頭痛など体調不良者及び海外帰国者（帰国後 2 週間以内）の課外活動への参加は認めない。
- (4) 活動にあたっては、マスクを必ず着用（※）し、3 密の回避・換気・手洗い（アルコール消毒）などの感染防止対策及びソーシャルディスタンスの確保に努める。
(※) 体育会系クラブにおける運動中のマスク着用は除く。
- (5) 活動時間は、十分な換気・休憩時間、用具等の消毒処置を含め、3 時間以内とする。

- (6) 宿泊を伴う遠征・合宿を禁止する。
- (7) 学内外で実施する通常活動以外のイベントや会食を禁止する。
- (8) 他大学や学外団体等との合同練習や練習試合、交流企画等の実施及び公式試合（大会）等への出場については、別途学生支援課の許可を得る。
- (9) クラブ BOX は、活動に必要な用品備品等の調達等に留め、クラブ BOX 内での活動は禁止する。
- (10) 本学の各部署において許可された課外活動についても（１）～（９）に示す感染拡大予防のための取り組みを講じる。

7. 施設・設備の利用

- (1) 共用エリア、講義演習室、図書館、情報処理自習室、ラーニングコモンズ、食堂、トイレ、ラウンジは、担当者が最低一日一回、ドアノブ・什器等の消毒を実施する。また、消毒後は可能な限り扉・窓を開放し換気を行う。
- (2) 授業、授業準備で使用しない講義演習室は施錠する。
- (3) 情報処理自習室等にある PC 及び什器は、利用者が都度消毒を実施する。
- (4) 実験実習室、音楽学科練習室は、授業担当者又は各学部・研究科事務室において、ドアノブ・室内の必要な場所、実験機器等の消毒を実施する。
- (5) 実験実習担当者は換気装置を作動させ、十分な換気量を確保する。
- (6) トイレのブースがすべて使用中の場合は、トイレの外で順番を待つ。
- (7) トイレ使用後は便器の蓋を閉めてから洗浄する。
- (8) 適切な距離を確保するため、ラウンジの椅子等の什器は削減する。
- (9) エレベーターの利用は、車いす利用者又は台車の利用のみとする。
- (10) 学外者への施設・設備の貸出は原則として行わない。
- (11) 各施設・設備の利用については、上記の他、管理部署が個別に定める指示に従うこと。

8. 新しい生活様式の積極的な実践

本学の学生及び教職員に対して、公私の如何を問わず、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」の積極的な実践を推奨する。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定